

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成23年  
3月11日  
(金曜日)

## 目次

告示	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	二
岩国都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
岩国都市計画道路事業の事業計画のしゅん功の認可(港湾課)	三
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)	三
道路の位置の指定(建築指導課)	四
公告	四
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	六
資金管理団体の名称等	七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	七
雑報	七
争議行為の通知	七

### 山口県告示第百号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

名 称	医 療 所	機 在 地	廃 止 年 月 日
和田内科・池内こどもクリニックス	防府市戎町二丁目八番一八号	山口県防府市戎町二丁目八番一八号	平成二二、一二、三一
医療法人信明会二宮医院	岩国市麻里布町三丁目二〇番二〇号	山口県岩国市麻里布町三丁目二〇番二〇号	" " " "
浜田内科循環器科	柳井市新庄一五二八の五	山口県柳井市新庄一五二八の五	" " " "
林歯科医院	岩国市玖珂町五〇六三	山口県岩国市玖珂町五〇六三	" " " "
松田歯科クリニックス	光市室積正木四番八号	山口県光市室積正木四番八号	" " " "
水野歯科医院	周南市大字榎ヶ浜五一の一	山口県周南市大字榎ヶ浜五一の一	" " " "
和田歯科医院	阿武郡阿武町大字奈古二八五六の一	山口県阿武郡阿武町大字奈古二八五六の一	" " " "

### 山口県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

名 称	医 療 所	機 在 地	指 定 年 月 日
くろいし眼科	宇部市大字東須恵一九六六の一	山口県宇部市大字東須恵一九六六の一	平成二三、二、一
和田内科	防府市戎町一丁目八番一八号	山口県防府市戎町一丁目八番一八号	" " " "
浜田内科循環器科	柳井市新庄一五二九の一	山口県柳井市新庄一五二九の一	" " " "
林歯科医院	岩国市玖珂町五〇六三	山口県岩国市玖珂町五〇六三	" " " "
松田歯科クリニックス	光市室積松原四番三三	山口県光市室積松原四番三三	" " " "

水野歯科医院 周南市大字榊ヶ浜五一の一  
 和田歯科医院 阿武郡阿武町大字奈古一八五六の一

山口県告示第百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる施設者を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
山口 祥	和整骨院宇部琴芝院	宇部市西琴芝二丁目三番一〇号	平成二三、一、二〇
塚本 茂雄	金春堂鍼灸接骨院	柳井市柳井一五三二の一	二、一九

山口県告示第百二三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

居宅介護事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社藤谷 大島郡周防大島町大字小松五五六の三	ふじたに薬局 大島郡周防大島町大字小松五五六の三	居宅療養管理	二、
社会福祉法人 阿武福祉会 阿武郡阿武町大字木与三九五	ひだまりの里 小地域サービ 阿武郡阿武町大字宇田二二五	通所介護	一、
医療法人社団 田町診療所 萩市大字東田町二二の八	田町診療所 萩市大字東田町二二の八	訪問リハビリテーション	平成二三、一、

医療法人社団 萩市大字東田町二二の八 田町診療所 萩市大字東田町二二の八 通所リハビリテーション

山口県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年三月十一日

介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社藤谷 大島郡周防大島町大字小松五五六の三	ふじたに薬局 大島郡周防大島町大字小松五五六の三	介護予防居宅療養管理指導	二、
社会福祉法人 阿武福祉会 阿武郡阿武町大字木与三九五	ひだまりの里 小地域サービ 阿武郡阿武町大字宇田二二五	介護予防通所	一、
医療法人社団 田町診療所 萩市大字東田町二二の八	田町診療所 萩市大字東田町二二の八	介護予防訪問リハビリテーション	平成二三、一、

山口県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 施行者の名称  
岩国市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
岩国都市計画道路事業一・四・二百一岩国大竹道路  
岩国都市計画道路事業三・三・二十三元町錦見線  
岩国都市計画道路事業三・二・四十二岩国南道路線
- 三 事業施行期間  
平成十四年十一月十九日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地  
岩国市山手町三丁目、山手町四丁目及び今津町六丁目

山口県告示第百六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十三年三月十一日

岩国港港湾管理者

山口県

山口県知事

二井 関成

一 埋立区域

(一) 位置

- 1 第一区  
岩国市飯田町二丁目二八〇一及び二八〇二地先公有水面
- 2 第二区  
岩国市飯田町二丁目二八〇一及び二八〇二地先公有水面

(二) 区域

- 1 第一区  
次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ平成四年秋分の満潮位(D.L. + 三・四九メートル)における公有水面と岩国港室木木材埠頭岸壁取付護岸との境界線及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和四十七年十二月五日付け指令港湾第八七四号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. + 三・三二メートル)に囲まれた区域
- 2 第二区

次の8の地点から24の地点までを順次結んだ線及び8の地点と24の地点を結んだ線に囲まれた区域

- 1の地点 岩国市立石町四丁目の室木二等三角点(北緯三十四度一分〇五・七九六秒東経一三三度一分二四・六五〇秒)(以下「基準点」という。)
- から一〇八度三八分五八秒一、九一八・一メートルの地点
- 2の地点 1の地点から四四度四三分二〇秒八六・六〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から三三度四九分三三秒〇・〇八メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四四度二八分二四秒三九・五四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から三三度三七分四七秒一八〇・八〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二四度三九分〇九秒二五・三〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三三度四一分〇四秒一〇・四二メートルの地点
- 8の地点 基準点から一〇四度三四分五六秒一、九九二・〇九メートルの地点
- 9の地点 8の地点から四四度四二分二秒九・五六メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一三三度五三分二八秒〇・一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から四四度四三分四九秒一五・〇二メートルの地点
- 12の地点 11の地点から四四度四五分二〇秒三二・〇三メートルの地点
- 13の地点 12の地点から四四度二六分二秒三八・〇二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から四四度四分四七秒一五・一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から四四度二八分二四秒二四・六九メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一三四度三〇分一五秒二〇・一九メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一三四度四九分〇五秒二〇・〇四メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一三四度二七分一四秒四四・八九メートルの地点
- 19の地点 18の地点から一三四度一分一〇秒一四・九七メートルの地点
- 20の地点 19の地点から一三四度三三分一〇秒九・九七メートルの地点
- 21の地点 20の地点から一三五度〇一分一三秒四〇・〇六メートルの地点
- 22の地点 21の地点から一三四度三九分四二秒一九・九九メートルの地点
- 23の地点 22の地点から一三四度二八分四九秒一〇・四五メートルの地点
- 24の地点 23の地点から一三四度三三分二八秒二四・四五メートルの地点

(三) 面積

- 1 第一区  
二二、七一五・六二平方メートル
  - 2 第二区  
二二、四七〇・七五平方メートル
- 二 免許の年月日及び番号

三 平成五年十二月二十一日 指令港湾第七一三号  
 関係図書を閲覧できる市町  
 岩国市

四 認可を受けた者  
 山口市滝町一番一号  
 山口県

五 認可の年月日  
 山口県知事 二井 関成  
 平成二十三年二月二十八日

山口県告示第七七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市潮音町七丁目三〇の六	四・〇～五・〇	四二・三	一九九・三一



(五七) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社やまびこ	光市大字三輪七八〇の二	やまびこヘルパーステーション	光市大字三輪七八〇の二	居宅介護	平成二三、三、一
"	"	"	"	重度訪問介護	"
社会福祉法人 神原苑	宇部市神原町二丁目一番二二号	社会福祉法人 神原苑小野田障害デイサービスセンター	山陽小野田市大字東高泊一五	生活介護	"
"	"	"	"	児童デイサービス	"
社会福祉法人 山口県盲人福祉協会	下関市関西町一番一〇号	光明園	下関市向洋町三丁目七番五号	共同生活援助	"

(五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十三年三月十一日から同年七月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

変更に係る事項	変更前	変更後
一 大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 アルク長府中土居店 所在地 下関市長府中土居本町五九〇	名称 所 代表者の氏名 岡本 金久
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	名称 株式会社NTT西日本アセット・プランニング 住所 大阪府中央区今橋二丁目五番八号	所 代表者の氏名 岡本 金久
三 変更に係る事項の概要		

大規模小売店舗の名称

アルク中土居店

アルク長府中土居店

四 届出年月日

平成二十三年三月二日

五 変更年月日

平成二十三年二月二十八日

(五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十月二十六日山口県公告(三四七)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年三月十一日から同年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー岩国インター店

所在地 岩国市多田一〇〇〇一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六〇) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る小河内換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小河内換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年三月十四日から同年四月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
大森一弘と宇部市の未来を語る会	田辺 誓司	森脇 昭彦	宇部市松島町16番25号		平成23、2、17
かんた義満後援会	清水 禮伸	笠原高六郎	防府市平和町8番21号		〃 〃 1
たなか文代後援会	田中 文代	寺田 幸生	宇部市大字西岐波329の17		〃 〃 4
とことん防府	松浦 正人	馬野 昭彦	防府市千日2丁目6番6号		〃 〃 17
松田一志後援会	佐々木春行	佐々木春行	岩国市川西2丁目4番13号		〃 〃 25
よしみつを支える会	神田 義満	神田 進	防府市宮市町10番2号		〃 〃 17

山口県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
公明党岩国総支部	代表者	越澤 二代	井上 昭治	平成23、 2、14
	事務所	岩国市門前町2丁目60番10号	岩国市海士路町2丁目56番22号	
自由民主党美東支部	代表者	河村 淳	岡村 文雄	〃 〃 4
自由民主党山口県土地改良支部	会計責任者	山本 象昭	大田 正登	〃 〃 21
井上たけし後援会	事務所	防府市大字浜方18の1	防府市大字西浦886の1	〃 〃 24
おかざきなみ子後援会	〃	熊毛郡田布施町大字下田布施3119の1	熊毛郡田布施町大字麻郷2270	〃 〃 16
金崎修三後援会	〃	長門市仙崎11130の1	長門市仙崎11130の8	〃 〃 4
兼本信昌後援会	会計責任者	沖元しのぶ	堀尾 直美	〃 〃 16
さいとう真治後援会	〃	川上 恵未	中原 早苗	〃 〃 23
税理士による平岡秀夫後援会	事務所	岩国市麻里布町6丁目7番8号	岩国市麻里布町3丁目16番9号	〃 〃 16
清流	会計責任者	青木 和美	沖中 明	〃 〃 〃
関谷博後援会	〃	竹中 範生	折井 孝二	〃 〃 23
西元勇後援会	〃	古谷 和正	伊藤 徹	〃 〃 2
三菱下船支部政治活動委員会	代表者	森 泰博	山田 雄二	〃 〃 21
	会計責任者	徳野 啓範	米澤 至彦	
村田たけお後援会	代表者	内富 芳隆	持佛 征男	〃 〃 9
安岡かつまさ後援会	〃	緒方 聖雄	西本 祐治	〃 〃 23
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	会計責任者	畠中 啓治	藤田 敬彦	〃 〃 17

山口県土地改良政治連盟

山本 象昭 大田 正登

〃 〃 21

山口県選挙管理委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた離散等に関する政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会 選挙管理課長 山本 象昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
石川潔後援会	野村 晴彦	石川真樹子	下関市楠乃2丁目1369の1	平成23、 2、23
上村しずえ後援会	上村 謙枝	上村 義博	〃 西大坪町 8番7号	〃 〃 〃
江原聰後援会	森本 長史	白井 正則	〃 豊北町大字神田3866の12	〃 〃 13
大田敬三即後援会	伊藤 幸一	岡田 次郎	大島郡周防大島町大字久賀2521の1	平成22、 12、31
大野京子後援会	清水 隆	佐々木明彦	宇部市南浜町2丁目4番2号	平成23、 2、20
小川裕巳後援会	村重ユリエ	小川 和也	〃 西宇部南4丁目5番6号	平成22、 11、30
哲友会	藤井 哲史	原 敏雄	岩国市昭和町3丁目9番60号	平成23、 2、〃
兵頭のりまさ後援会	徳村 進	本池 妙子	下関市赤間町5番14号	〃 〃 1
平岡邦夫後援会	山縣 行成	平岡 淳	岩国市周東町相生3570の2	平成22、 12、20
藤井哲史後援会	黒田 耕作	原 敏雄	〃 昭和町3丁目9番60号	平成23、 2、〃
藤田ひろし後援会	神崎 玲子	藤田 裕子	〃 玖珂町5214	〃 〃 1
藤本博司後援会	桑原 睦雄	桑原 睦雄	〃 麻里布町 / 丁目8番27号	平成22、 12、31
松富三男後援会	松富 三男	松富美代子	山口市秋穂東3423の1	〃 〃 〃

山崎勲後援会	山崎 勲	山崎 静子	下松市南花岡2丁目8番25号	平成23、2、2
山根幹夫後援会	高部 光正	大内 真伍	山口市駅通り2丁目9番14号	平成22、12、31

**山口県選挙管理委員会告示第十七号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出日)
井上 剛	山口県議会議員	井上たけし後援会	防府市大字浜方18の1	井上 剛	平成23、2、24
神田 義満	〃	よしみつを支える会	〃 宮市町の番52号	神田 義満	〃 〃 17
田中 文代	宇部市議会議員	たなか文代後援会	宇部市大字西岐波229の17	田中 文代	〃 〃 4

**山口県選挙管理委員会告示第十八号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年三月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考 (指定届出日)
		名	称			
上村 静枝	下関市議会議員	上村しずえ後援会	〃	下関市西大坪町8番7号	上村 静枝	平成23、2、23
藤井 哲史	岩国市議会議員	哲友会	〃	岩国市昭和町3丁目9番60号	藤井 哲史	〃 〃 16



**争議行為の通知**

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、山口県民主医療機関連合会労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があらまし

平成二十三年三月十一日

山口県知事 二 井 関 成

**一 事件**

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 増員の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

**二 日時**

平成二十三年三月十七日以降本問題の解決に至るまでの期間

**三 場所**

医療生活協同組合健文会宇部協立病院、医療生活協同組合健文会協立歯科診療所、医療生活協同組合健文会小野田診療所、医療生活協同組合健文会虹の訪問看護ステーション、医療生活協同組合健文会ヘルパーステーションはばたき、医療生活協同組合健文会協立在宅介護支援センター、医療生活協同組合健文会協立デイサービスげんき、医療生活協同組合健文会協立デイサービスみな又は医療生活協同組合健文会協立デイサービスふじやまにおいて山口県民主医療機関連合会労働組合に所属する組合員が従事する全職場

**四 概要**

あらゆる形の争議行為を実施する。

平成二十三年三月十一日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁